

2025 年 4 月 11 日 全 12 頁

2012～2024 年の家計実質可処分所得の推計

2024 年は実質賃金増と定額減税で実質可処分所得が増加

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2012 年から 2024 年の賃金統計等をもとに、年代別に 5 つのモデル世帯を設定し、第 2 次安倍政権以後における家計の実質可処分所得の推移を推計した。
- 2023 年から 2024 年にかけては物価上昇率を上回る名目賃金の上昇があり、加えて、1 人あたり 4 万円の定額減税が行われたため、5 つのケース全てで実質可処分所得は増加した。2024 年の実質可処分所得の水準は 5 つのケース全てで 2012 年の水準を上回っている。
- 特別給付金や定額減税を除いた「実力ベース」で、2012 年から 2024 年までの実質可処分所得の長期トレンドを見ると、「30 代 4 人世帯」は正規雇用の女性の割合の上昇などによりこの 12 年で実質可処分所得が 10.8%上昇しており、暮らし向きが改善している。「20 代単身男性」および「20 代単身女性」はほぼ横ばいで推移している。「40 代 4 人世帯」および「50 代 4 人世帯」は低迷していたが、2023 年から 2024 年にかけては上昇し、トレンドが転換した可能性がある。

[目次]

はじめに～推計の見方	2 ページ
1. 推計結果の概要	4 ページ
2. 賃金・就業率の動向	6 ページ
3. ケース別の実質可処分所得の変動要因	9 ページ

はじめに～推計の見方

「実質可処分所得」とは

本レポートでは、賃金・物価等の統計をもとに、第2次安倍政権以後の2012年から2024年までのモデル世帯の実質可処分所得の推移を推計する¹。

家計の暮らし向きを判断する際に、本レポートでは「実質可処分所得」という指標を用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を差し引き、手当等（児童手当など。2020年の一律1人10万円の特別定額給付金、2021年の18歳以下1人10万円の給付金を含む²）を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

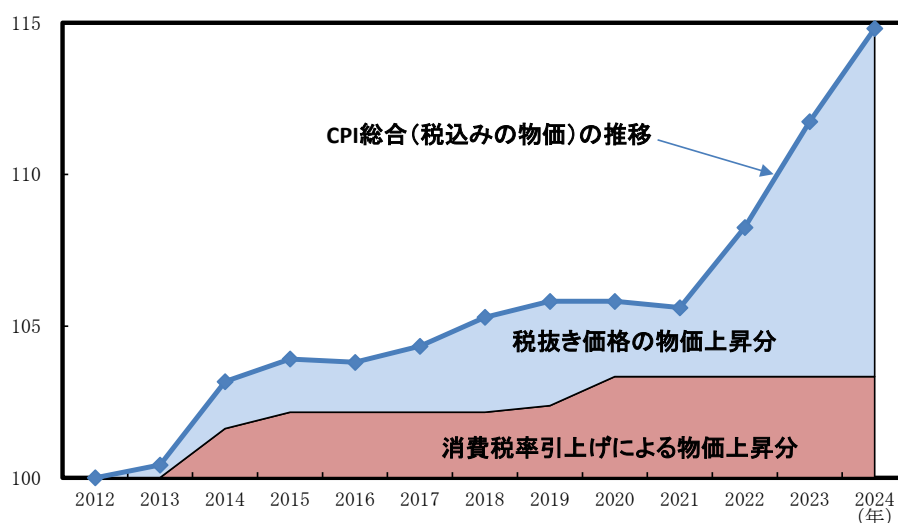
$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当等}$$

さらに、可処分所得から物価変動の影響を取り除き（2012年を基準として）、どの程度のモノやサービスが購入できるかを比較できるようにしたものが実質可処分所得である。

$$\text{実質可処分所得} = \text{可処分所得} \times \frac{\text{基準年(2012年)の物価水準}}{\text{分析する年の物価水準}}$$

物価水準は、総務省が公表する「消費者物価指数(CPI)総合」（税込みの値）を用いた。CPI総合は2012年から2024年にかけて14.8%上昇しており、うち3.3%ptが消費税率引上げによるものである（大和総研試算）（図表1）。

図表1：消費者物価指数（CPI 総合）の推移（2012年=100）



（出所）総務省「消費者物価指数」をもとに大和総研作成

¹ 平石隆太・是枝俊悟「[2012～2023 年の家計実質可処分所得の推計](#)」（大和総研レポート、2024年10月22日）の更新版である。

² 本推計では、各年齢階級において平均的な所得を得る世帯が受けられる給付として、他に、臨時増額の児童手当、幼児教育無償化による保育料軽減額を考慮した（高等教育無償化などは考慮していない）。

モデル世帯の設定

モデル世帯の世帯構成は、現役世代のうち代表的な年齢・性別の賃金動向をカバーするものとして、ケース①20代単身男性、ケース②20代単身女性、ケース③30代4人世帯、ケース④40代4人世帯、ケース⑤50代4人世帯の5ケースとした。ケース③～⑤について、夫婦の年齢は同じ年齢階級（10歳刻みの範囲）に収まるものとし、夫婦の年齢に合わせて子どもの年齢を次の図表2のように設定した。

働き方に関しては、夫(男性)については、調査年および年齢階級による就業率や正規比率の違いがあまり見られないため、全員を「フルタイム」と設定した。

妻(女性)については、年齢階級ごとに就業率や正規比率が大きく異なり、かつ経年変化も大きい。このため、ケース③～⑤においては、女性の働き方別に「フル共働き4人世帯(3A/4A/5A)」「パート共働き4人世帯(3B/4B/5B)」「片働き4人世帯(3C/4C/5C)」と、それぞれ3つずつサブケースを設定し、サブケースごとの実質可処分所得を求めた。その上で、3つのサブケースにおける実質可処分所得を構成比（図表2の算式で推計）で加重平均することで、ケース③～⑤の実質可処分所得を求めた。

それぞれのケースにおける給与水準は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」における男女別・年齢階級別・フルタイム/パートタイム別の各年の平均額を用いた。

図表2：本レポートにおけるモデル世帯の設定

ケース No.	ケース名	(夫婦の) 年齢	子どもの 年齢	夫(男性)の 働き方	妻(女性)の 働き方	加重平均時の ウェイト
①	20代単身男性	20代	-	フルタイム	-	-
②	20代単身女性			-	フルタイム	-
③	30代4人世帯	30代	4歳と1歳	ケース3A～3Cを下記ウェイトで加重平均		
3A	30代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
3B	30代パート共働き4人世帯				パートタイム	女性就業率×非正規比率
3C	30代片働き4人世帯				専業主婦	女性無業率
④	40代4人世帯	40代	小6(12歳)と小3(9歳)	ケース4A～4Cを下記ウェイトで加重平均		
4A	40代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
4B	40代パート共働き4人世帯				パートタイム	女性就業率×非正規比率
4C	40代片働き4人世帯				専業主婦	女性無業率
⑤	50代4人世帯	50代	大2(20歳)と高2(17歳)	ケース5A～5Cを下記ウェイトで加重平均		
5A	50代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
5B	50代パート共働き4人世帯				パートタイム	女性就業率×非正規比率
5C	50代片働き4人世帯				専業主婦	女性無業率

(注1) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による「一般労働者」をフルタイム、「短時間労働者」を「パートタイム」とみなす。

(注2) 「女性就業率」は総務省統計局「労働力調査」による有配偶女性の就業率を用いた。

(注3) 「正規比率」および「非正規比率」は総務省統計局「労働力調査」における有配偶女性雇用者のうち「正規の職員・従業員の比率」および「非正規の職員・従業員の比率」をいう。

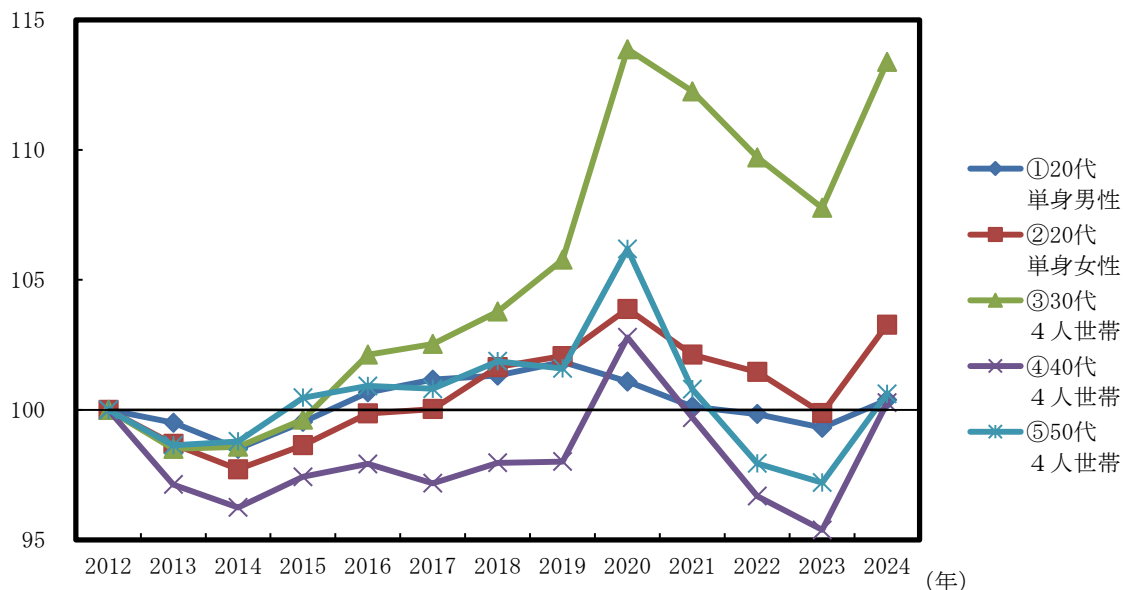
(出所) 大和総研作成

1. 推計結果の概要

特別給付金を含む実質可処分所得は 2024 年に 4～5 年ぶりに増加

モデル世帯別の実質可処分所得の推移は次の図表 3 のように推計された。

図表 3：モデル世帯別の実質可処分所得の推移（2012 年＝100）【特別給付金等を含む】



（出所）大和総研作成

①～⑤までの 5 つのケースを概観すると、2012 年から 2014 年にかけては世帯年収の増加が消費税率引上げなどによる負担の増加に追いつかず実質可処分所得が減少傾向にあった。しかし、2014 年から 2019 年にかけては負担増を上回るペースで世帯年収が増加することにより実質可処分所得が増加するトレンドにあった。

2019 年から 2020 年にかけては、コロナ禍で賃金や（女性の）就業率が低下したこと、および消費税率 10%が通年化したことが実質可処分所得の下落要因となったが、2020 年の 1 人あたり 10 万円の特別定額給付金の影響が大きく、ケース②～⑤で実質可処分所得が増加した。

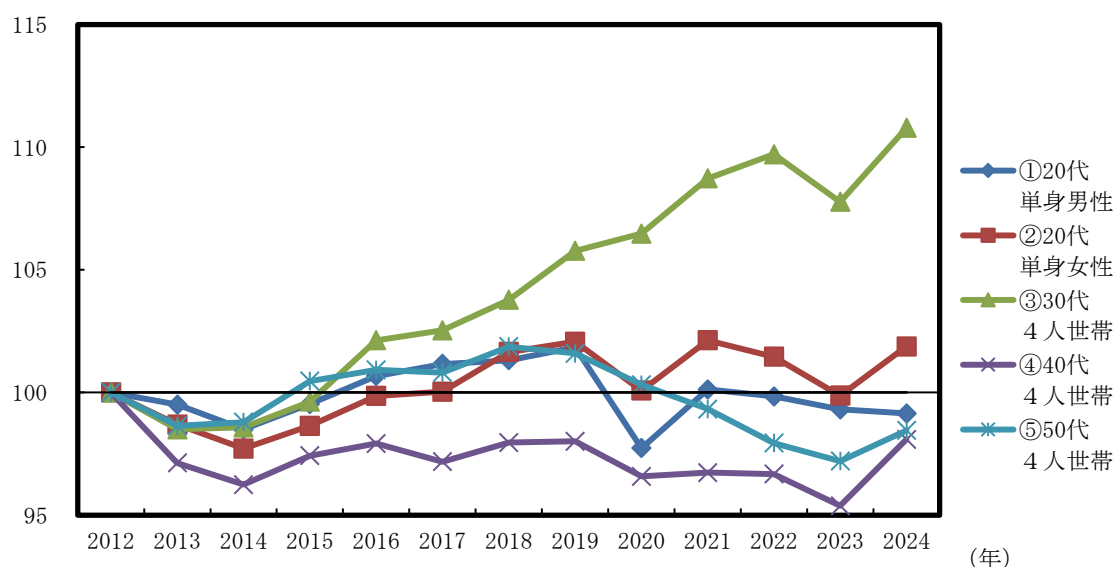
2020 年から 2023 年にかけては、3 年連続でケース①～⑤の全てで実質可処分所得が減少した。2020 年から 2022 年にかけて、コロナ禍における特例的な給付金が段階的に縮小され（2020 年は全員に 1 人あたり 10 万円給付、2021 年は 18 歳未満のみ 1 人あたり 10 万円給付、2022 年は一律給付なし）、また、2021 年から 2023 年にかけて急速な物価上昇があり、この間の名目賃金の上昇が、これらを下回ったためである。

2023 年から 2024 年にかけては、物価上昇率を上回る名目賃金の上昇があり、加えて、1 人あたり 4 万円の定額減税が行われたため、ケース①～⑤の全てで実質可処分所得は増加した。対前年比での実質可処分所得の増加はケース②～⑤で 4 年ぶり、ケース①では 5 年ぶりである。

40・50代で特別給付金等を除いた「家計の実力」がトレンド転換したか

2020年の特別定額給付金や2021年の18歳以下の子どもへの給付金、および2024年の定額減税（以下、これらを合わせて「特別給付金等」と呼ぶ）はコロナ禍や急速な物価上昇等を受けた特例的な給付・減税である。これらを除外して実質可処分所得を算出し、いわば「家計の実力」の推移を見たものが図表4である。

図表4：モデル世帯別の実質可処分所得の推移（2012年=100）【特別給付金等を除く】



（出所）大和総研作成

図表4を見ると、2024年はケース②～⑤で前年と比べて増加していることが分かる。ケース①の20代男性を除き、物価よりも名目賃金の伸びの方が大きく、定額減税を実施しなくとも「家計の実力」で実質可処分所得は増加していたことがわかる。

ケース③（30代4人世帯）では、2014年以後、長期的なトレンドとして実質可処分所得が上昇しており、2024年は2022年の水準を上回り、2012年以後の過去最高を更新した。ケース③では、正規雇用の女性の割合の上昇によって暮らし向きが改善している。

ケース①（20代単身男性）・ケース②（20代単身女性）の実質可処分所得は、2012年以後、概ね横ばい圏で推移している。

ケース④（40代4人世帯）は2012年以後、ケース⑤（50代4人世帯）は2018年ごろから実質可処分所得が低迷していた。主因は男性の名目賃金の伸び悩みであったが、2024年はいずれも物価を上回る名目賃金の伸びが見られ、実質可処分所得が底打ちした可能性がある。

2. 賃金・就業率の動向

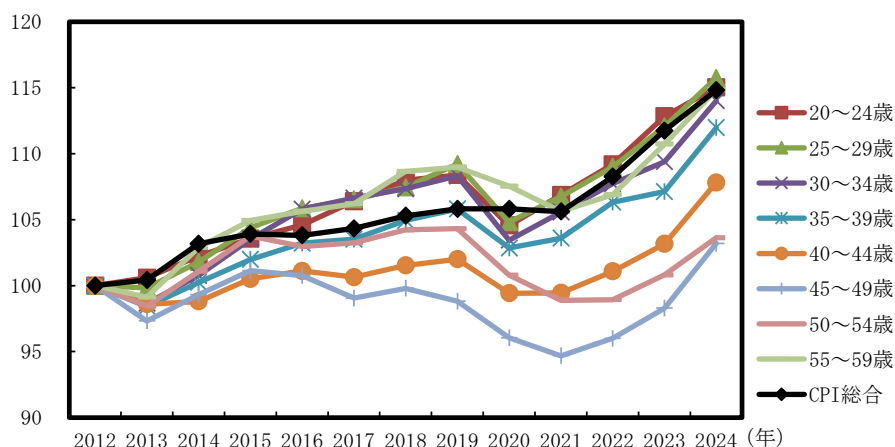
男性一般労働者は 35～54 歳で実質賃金が低下、それ以外は横ばい

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による 2012 年から 2024 年までの男性・一般労働者の名目賃金の動向は、次の図表 5 に示される。

2012 年から 2024 年にかけていずれの年齢階級でも名目賃金は伸びているが、20～34 歳および 55～59 歳では物価と同程度の伸びに留まり、実質賃金はほぼ横ばいである。35～54 歳では名目賃金の伸びは物価上昇率を下回り、実質賃金は低下している。

もっとも、2023 年から 2024 年にかけての名目賃金上昇率は、35～49 歳において 4.5%～5.0% と、物価上昇率（2.7%）を上回る高い伸びを見せており、実質賃金のキャッチアップが始まった可能性がある。

図表 5：男性一般労働者の年齢階級別の名目賃金の推移（2012 年＝100）



（注）特別給与を含む年収ベースでの推移を示す。

（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」をもとに大和総研作成

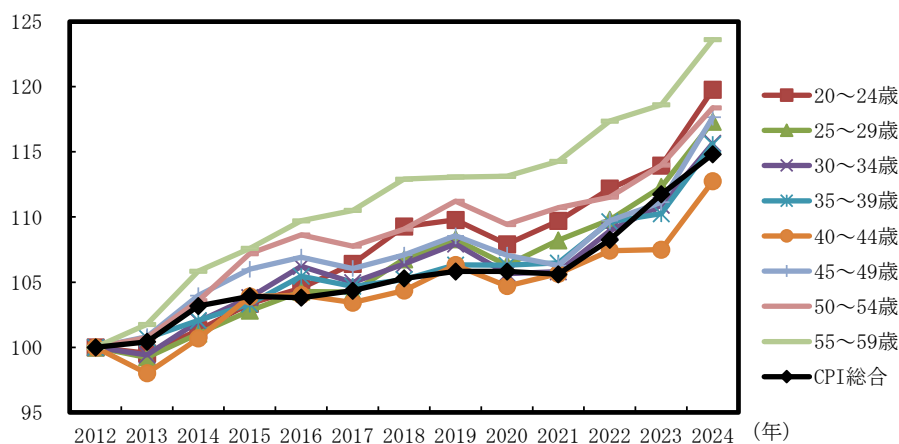
女性一般労働者は 30～44 歳で実質賃金が横ばい、それ以外は増加

女性の一般労働者の名目賃金は、2012 年から 2024 年にかけて、多くの年齢階級で、物価を上回る伸びを見せ、実質賃金が上昇している（図表 6）。ただし、30～44 歳においては、ほぼ物価上昇率程度の名目賃金の伸び（実質賃金は横ばい）にとどまっている。

女性の場合、年齢階級別の名目賃金の上昇率の差は、世代ではなくライフステージを反映しているものと考えられる。正規雇用で働く女性の出産年齢のピークは 30～34 歳であり、30～44 歳ごろが子どもの乳幼児期にあたり、就業に制約がかかりやすい³。

³ 健保組合における被保険者女性の出産年齢のピークは 30～34 歳にあり、正規雇用女性も同様と考えられる。是枝俊悟、新田堯之、門畑明希子、岩村拓哉「[女性がキャリアを築ける職場ほど、子どもを持ちやすい](#)」（2024 年 7 月 24 日、大和総研レポート）参照。

図表 6：女性一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移（2012 年＝100）



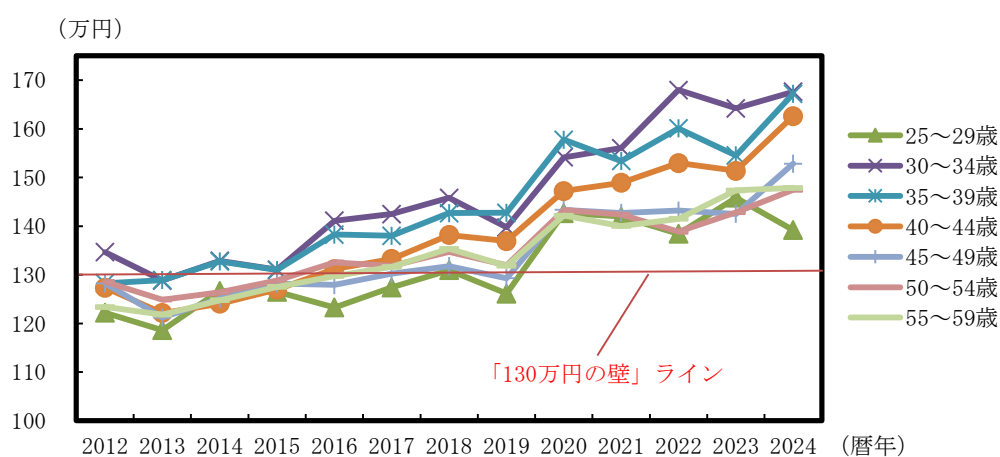
（注）特別給与を含む年収ベースでの推移を示す。

（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」をもとに大和総研作成

女性短時間労働者の平均年収は「130 万円の壁」を大きく上回ってきた

女性短時間労働者の平均年収は、2015 年頃までは社会保険において扶養扱いを受けられなくなる「130 万円の壁⁴」の前線で横ばいの推移をしていたが、2016 年頃から増加トレンドに転じ、「130 万円の壁」を超えて働く傾向が続いている（図表 7）。

図表 7：女性短時間労働者の年齢階級別の平均年収（実額）



（注）特別給与を含む年収ベースでの推移を示す。

（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

⁴ 2016 年 10 月以後、短時間労働者の社会保険加入要件が改正され、企業規模・勤務時間等の要件を満たす場合、月収 8.8 万円（≒年収 106 万円）以上で社会保険に加入することとなっている。

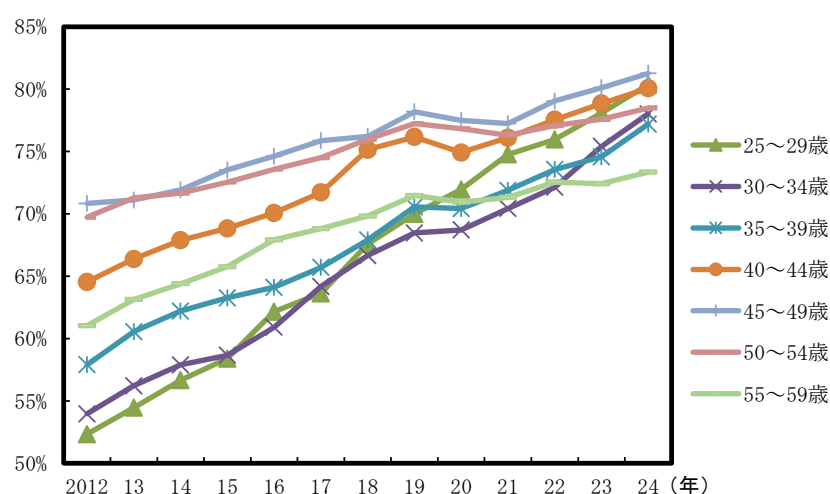
40代以下の有配偶女性の就業率上昇分のほとんどは正規雇用による

図表8は2012年から2024年までの有配偶女性の年齢階級別の就業率の推移である。

2012年から2024年にかけて、どの年代でも就業率が上昇しているが、より若い年齢階級ほど上昇が顕著である。この間の保育所整備や育児休業制度の拡充などにより、女性が出産を経ても就業を継続できる環境が整ってきたことによる効果だろう。

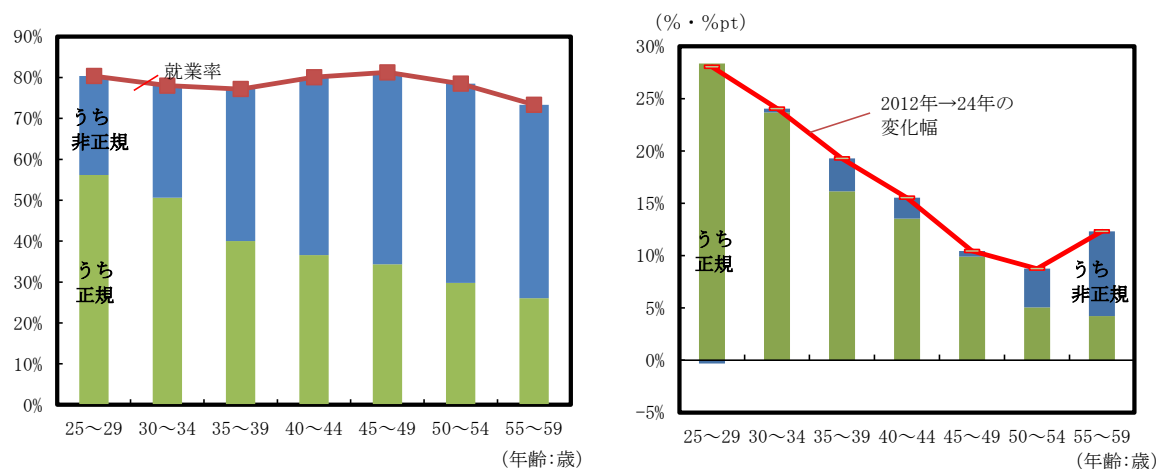
有配偶女性の就業率を正規・非正規に分けて見たものが図表9である⁵。図表9右を見ると、40代以下では就業率の上昇分のほとんどが正規雇用だが、50代では就業率の上昇部分の半分程度は非正規雇用であることが分かる。

図表8：有配偶女性の年齢階級別就業率の推移



（出所）総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

図表9：2024年の有配偶女性の正規・非正規別就業率（左）と2012年比の変化幅（右）



（注）正規就業率＝就業率×雇用者のうち「正規の職員・従業員」の比率

（出所）総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

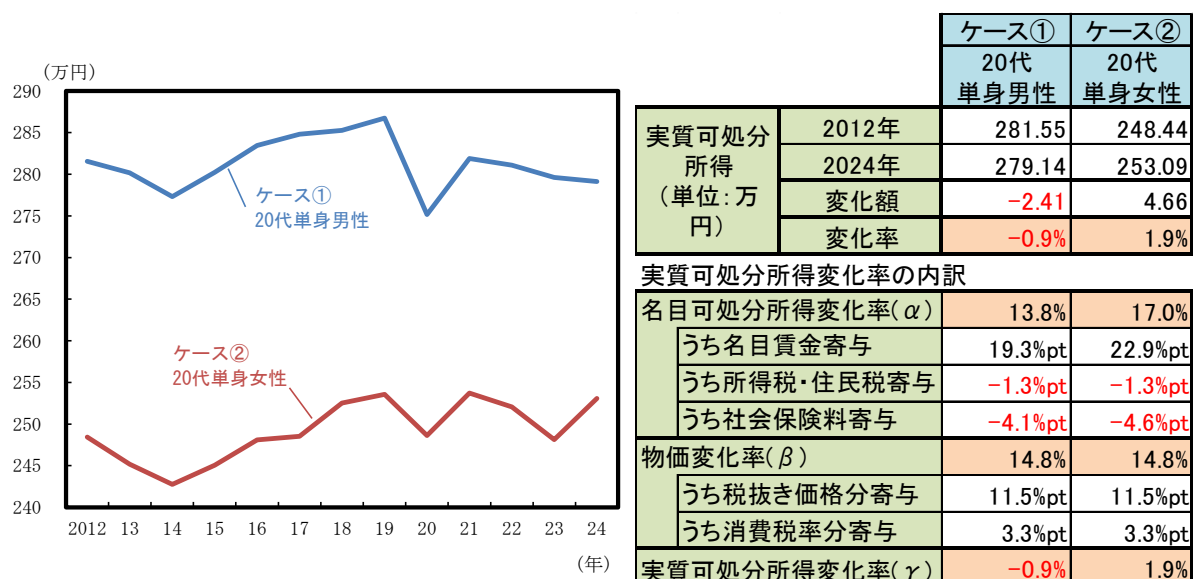
⁵ 労働力調査により有配偶女性の雇用者の正規比率が確認できるのは2013年以後である。このため、本レポートでは2012年の有配偶女性の正規比率は2013年と同値とみなして実質可処分所得の推計を行った。

3. ケース別の実質可処分所得の変動要因

ケース①20代单身男性・ケース②20代单身女性

図表 10 は、ケース①20代单身男性・ケース②20代单身女性について、特別給付金等を除く実質可処分所得の推移とその内訳を示したものである。

図表 10：ケース①・ケース②の実質可処分所得の推移（左）と変化率の内訳（右）



(注) 表中の金額、変化率、寄与は全て特別給付金等を除いたもの。 $\gamma = ((1 + \alpha) / (1 + \beta)) - 1$ 。

(出所) 大和総研作成

2012年から2024年の物価変化率14.8%に対し、名目可処分所得変化率はケース①で13.8%、ケース②で17.0%であった。実質可処分所得はケース①で0.9%の低下、ケース②で1.9%の上昇となった。両者とも2012年から2024年にかけて、実質可処分所得は多少の上下動はあるものの、ほぼ横ばいで推移していると見てよいだろう。

この間、社会保険料率（労働者負担分）は13.74%から14.75%に、消費税率は5%から10%にそれぞれ引上げられ、社会保険料は名目可処分所得の抑制要因として、消費税は物価の押し上げ要因として、いずれも実質可処分所得にマイナスに寄与している。

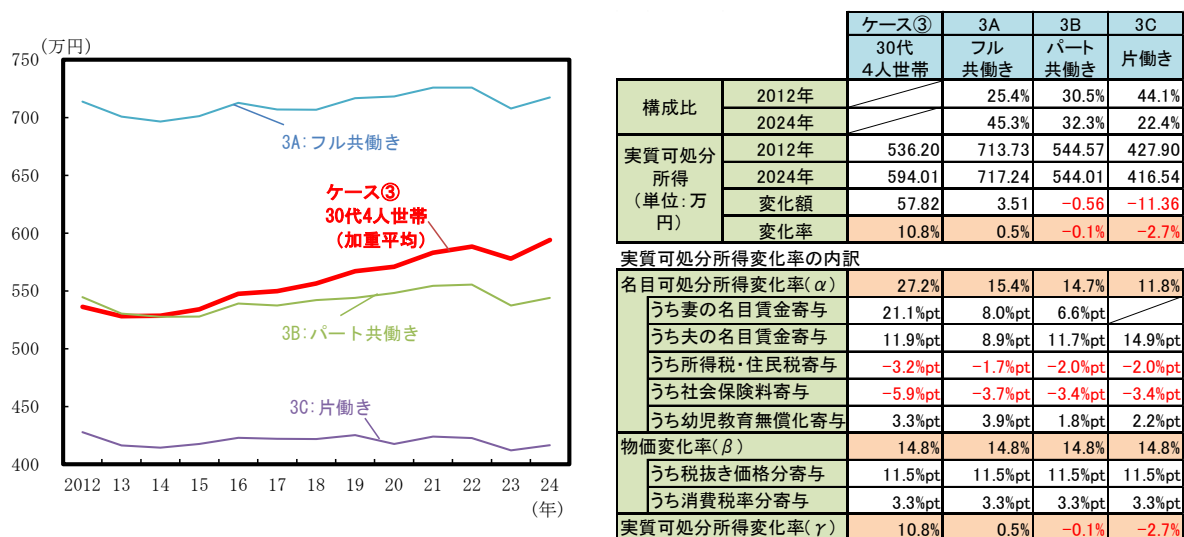
社会保険料率や消費税率の引上げは、社会保障制度の機能強化および持続可能性の向上に必要なものであったが、若年の单身者は医療・介護・年金・子育てなどで給付を受ける機会が少なく、税や社会保険料の「負担」ばかりを感じやすい時期にあたる。

現役世代にとっての税や社会保険料の負担感は政治課題となり、税や社会保険料により若者がかつてより貧しくなっているとの印象が論じられることもある。だが、本レポートの推計によると、20代单身男女の実質可処分所得は2012年から2024年にかけて概ね維持されていることがわかる。

ケース③30代4人世帯

図表 11 は、ケース③30代4人世帯について、特別給付金等を除く実質可処分所得の推移とその内訳を示したものである。

図表 11：ケース③30代4人世帯の実質可処分所得の推移（左）と変化率の内訳（右）



(注) 表中の金額、変化率、寄与は全て特別給付金等を除いたもの。γ = ((1 + α) / (1 + β)) - 1。

(出所) 大和総研作成

2012年から2024年のケース③全体の名目可処分所得変化率は27.2%で、同期間の物価変化率14.8%を大きく上回り、実質可処分所得は10.8%増加している。特に、妻の名目賃金の増加が名目可処分所得の増加に大きく寄与している。この要因としては、妻がフルタイムで働く共働き世帯の比率が上昇したことの影響が特に大きい。

ケース③においても、税や社会保険料の負担増は実質可処分所得の押し下げ要因となっているが、一方で幼児教育の無償化は実質可処分所得の押し上げ要因となっている。また、そもそも妻の名目賃金上昇も、育児休業給付や保育所など社会保障制度が整備されてきた結果、達成することができたものともいえる。

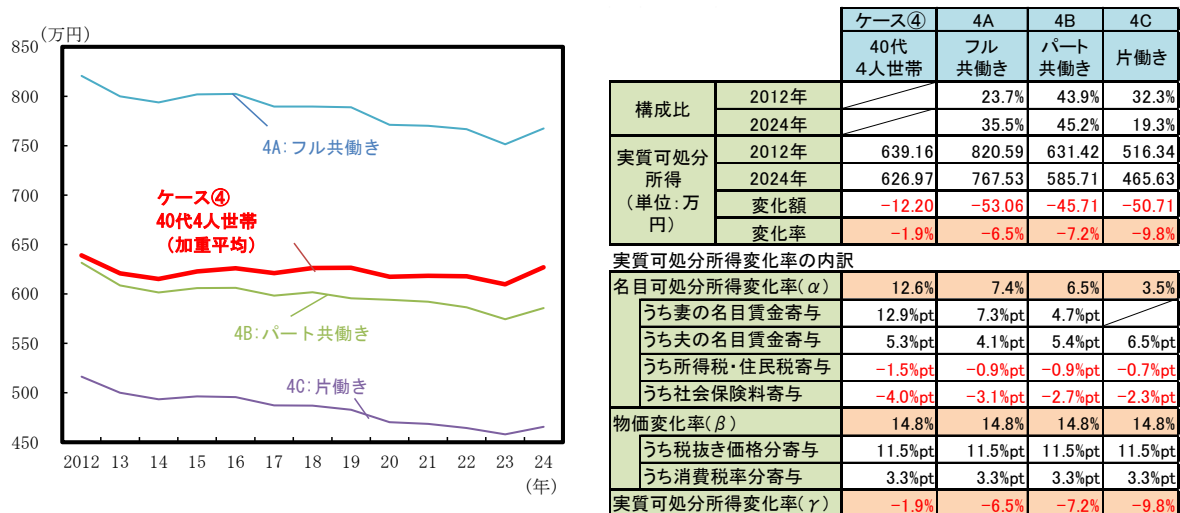
総じて、ケース③では、税や社会保険料の負担増がありつつも、社会保障制度が充実し「共働き・子育て」が行いやすくなることで、実質可処分所得が向上し、暮らし向きが改善しているといっていよう。

なお、「フル共働き(3A)」、「パート共働き(3B)」、「片働き(3C)」のそれぞれにおいて、同じ働き方同士で2012年と2024年の実質可処分所得を比べると、いずれもほぼ横ばいである。加重平均したケース③全体の実質可処分所得が増加しているのは、実質可処分所得の水準が高い「フル共働き(3A)」世帯の割合が増加しているためである。

ケース④40代4人世帯

図表 12 は、ケース④40代4人世帯について、特別給付金等を除く実質可処分所得の推移とその内訳を示したものである。

図表 12：ケース④40代4人世帯の実質可処分所得の推移（左）と変化額の内訳（右）



(注) 表中の名目可処分所得、実質可処分所得は全て特別給付金等を除いたもの。 $\gamma = ((1 + \alpha) / (1 + \beta)) - 1$ 。
(出所) 大和総研作成

2012年から2024年のケース④全体の名目可処分所得変化率は12.6%で、同期間の物価変化率14.8%を下回り、実質可処分所得は1.9%減少した。40代では、男性の名目賃金上昇率が他の年代より小幅にとどまり物価上昇に追いついていない(前掲図表5)ことが、実質可処分所得減少の主な要因である。

ただし、2023年から2024年にかけては男性の実質賃金が上昇し(前掲図表5)、ケース④の実質可処分所得も上昇しており、2023年がトレンドの転換点となった可能性がある。

ケース④40代においても、ケース③と同様に名目可処分所得の増加には妻の名目賃金が大きく寄与しており、妻がフルタイムで働く共働き世帯の比率が上昇したことの影響が大きい。これは一度専業主婦となった妻がフルタイム勤務で再就職したことによる効果というよりも、出産後も(産休・育休を経て)フルタイムで働き続ける割合が高い世代が40代になってきたことによる効果と考えられる。

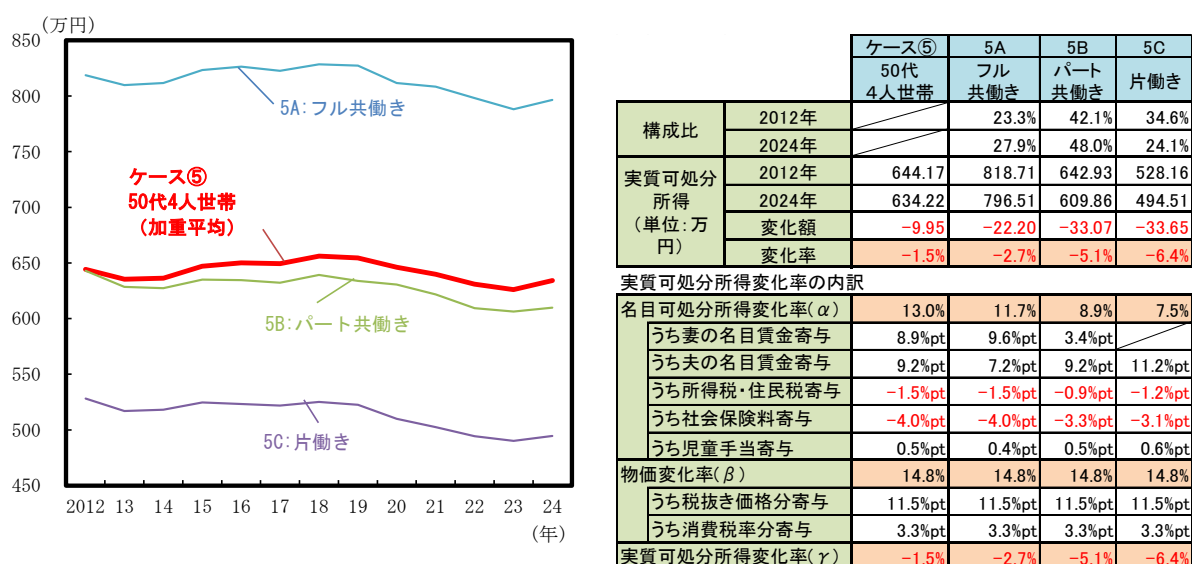
ケース④においては、2024年の実質可処分所得は2012年時点をやや下回るものの、男性の実質賃金上昇と女性のフルタイム就業率の上昇が続けば、今後は2012年時点の水準を回復する可能性がある。

ただし、「フル共働き(4A)」、「パート共働き(4B)」、「片働き(4C)」のそれぞれにおいて、同じ働き方同士で2012年と2024年の実質可処分所得を比べると、ケース④全体よりも減少率が大きく、特に「片働き(4C)」では9.8%の減少となっている。

ケース⑤50代4人世帯

図表 13 は、ケース⑤50代4人世帯について、特別給付金等を除く実質可処分所得の推移とその内訳を示したものである。

図表 13：ケース⑤50代4人世帯の実質可処分所得の推移（左）と変化額の内訳（右）



(注) 表中の名目可処分所得、実質可処分所得は全て特別給付金等を除いたもの。 $\gamma = ((1 + \alpha) / (1 + \beta)) - 1$ 。
(出所) 大和総研作成

2012年から2024年のケース⑤全体の名目可処分所得変化率は13.0%で、同期間の物価変化率14.8%を下回り、実質可処分所得は1.5%減少した。50代では、有配偶女性の正規雇用率の水準が低く（前掲図表9）、他の年代に比べ、妻の名目賃金の上昇による名目可処分所得の寄与は小さい。また、男性一般労働者の賃金の伸びが（特に50～54歳で）物価上昇に追いついていない（前掲図表5）ことも、実質可処分所得が減少する要因となった。

ケース⑤の実質可処分所得は2018年から2023年にかけて5年連続で低下していたが、2024年は6年ぶりに上昇した。これは、50代の実質賃金が増加したことに加え、児童手当が高校生年代に拡充されたことが要因である。2024年には、10～12月分の3万円が名目可処分所得を押し上げ、2025年には通年化により名目可処分所得がさらに9万円押し上げられる見込みだ。もっとも、2026年以後は所得税・住民税における高校生年代の扶養控除の見直しが実質可処分所得の押し下げ要因となりうる。

「フル共働き(5A)」、「パート共働き(5B)」、「片働き(5C)」のそれぞれにおいて、同じ働き方同士で2012年と2024年の実質可処分所得を比べると、ケース⑤全体よりも減少率が大きく、特に「片働き(5C)」では6.4%の減少となっている。

【以上】